

クレジットカード事業における疑わしい取引の参考事例

平成 3 1 年 4 月 1 日

商務情報政策局商取引監督課

1. 全般的な注意事項

以下の事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 8 条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものすべてが疑わしい取引に該当するものではありません。一方、これら事例に該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものについては届出を行う必要があります。なお、各事例ともに、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

2. 疑わしい取引の参考事例

- (1) 短期間のうちに複数枚のクレジットカードの発行を求める、あるいは頻繁な紛失による再発行の依頼がある顧客との取引。
- (2) 顧客の収入、資産等に見合わないと思われる利用限度額の引き上げを依頼する顧客との取引。
- (3) 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約。
- (4) 顧客である法人の実態がないとの疑いが生じたクレジットカード契約。
- (5) 合理的な理由もなく、住所と異なる連絡先にクレジットカード等の送付を希望する顧客又は取引に関する通知等を不要とする顧客に係る取引。
- (6) 名義・住所共に異なる顧客による取引にもかかわらず、同一の IP アドレスからアクセスされている取引。
- (7) 国内居住の顧客であるにもかかわらず、ログイン時の IP アドレスが国外であることや、ブラウザ言語が外国語であることに合理性が認められない取引。
- (8) IP アドレスの追跡を困難にした取引。
- (9) 取引時確認で取得した住所と操作している電子計算機の IP アドレス等とが異なる顧客とのクレジットカード契約。
- (10) 同一の携帯電話番号が複数の顧客の連絡先として登録されている場合。
- (11) 短期間のうちに多額の支払いを行い、利用限度額まで使い切る顧客に係る取引。
- (12) クレジットカードにより、多額のギフトカード、商品券等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引。

- (13) 頻繁に代金引落し口座を変更する顧客にかかる取引。
- (14) 契約名義人と異なる者がクレジットカードを使用している疑いが生じた場合。
- (15) 顧客が自己のためにクレジットカードの交付を受け、若しくは、使用しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (16) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実態がないとの疑いが生じた場合。
- (17) 取引の秘密を不自然に強調する取引、届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (18) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (19) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引。
- (20) 取引時確認において確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。
- (21) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。
- (22) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人含む。）から紹介された顧客に係る取引。
- (23) 資金の源泉や最終的な用途について合理的な理由があると認められない非営利団体との取引。
- (24) 取引を行う目的等について合理的な理由があると認められない外国PEPとの取引。
- (25) 財産や取引の原資について合理的な理由があると認められない外国PEPとの取引。
- (26) 腐敗度が高いとされている国・地域の外国PEPとの取引
- (27) 国連腐敗防止条約やOECD外国公務員贈賄防止条約等の腐敗防止に係る国際条約に署名・批准していない国・地域又は腐敗防止に係る国際条約に基づく活動に非協力的な国・地域に拠点を置く外国PEPとの取引。
- (28) 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。